

平成23年度 社会教育の重点目標

～ともに学びあい、高めあうまちづくり～

- 1 生涯にわたる発達段階に応じた社会教育の推進
- 2 地域づくりと生涯学習推進を目指した地区公民館活動の充実
- 3 自立した学習を支援する図書館活動の推進
- 4 豊かな情操を育む地域文化の振興と文化財の保護
- 5 心身の健康増進を図るスポーツ・レクリエーションの振興
- 6 男女共同参画社会の形成推進

※ 社会人権・同和教育については、人権・同和教育の重点目標に掲載

◆印は、今年度新規に加えたものを示しています。

1. 「生涯にわたる発達段階に応じた社会教育の推進」

(1) 社会教育の指導体制の充実・強化と資質の向上

- ① 教育委員会事務局に、社会教育を行う者に専門的及び技術的な助言と指導を行う事を目的に社会教育主事を配置する。また、部落差別をはじめあらゆる差別をなくしていく学習活動についての、指導・助言、学習相談及び資料・教材の作成等にあたる役割を担う人権教育推進員を継続配置し、あらゆる分野における社会教育活動推進支援をより強力に行うための体制充実を図る。

社会教育主事3、人権教育推進員2

- ② 体験学習・文化教養講座等、町内学習活動における主導的役割を担う指導者や、社会教育活動全般により深い見識を持つ事が期待される社会教育委員等関係者養成及び資質向上のために、各種研修会への参加推進を図る。

社会教育委員研修、社会教育主事等企画能力向上研修、中部地区生涯学習実践研究交流会、子ども会育成者・役員研修、中部ものづくり道場、中部地区社会教育担当者会

(2) 生涯の発達段階に応じた学習機会の提供と内容の充実

- ① 生涯学習の理念に基づき、生涯の各時期における発達課題に応じた学習機会の提供を、地区公民館・学校等教育関係機関・団体及び老人クラブ等地域活動団体との学社地域連携の基に推進する。

乳幼児期:ブックスタート、読み聞かせ

少年期:放課後子ども教室、青少年講演会、中部地区少年・少女のつどい、◆琴浦ものづくり道場

青年期:家庭教育講座

成人期:女性のつどい、レディーススクール、放送大学

高齢期:寿大学

- ② 生涯の各時期の基礎となる乳幼児期から少年期に特に重要である家庭教育の充実に向けて、学習機会・情報の提供や地域社会と連携した家庭教育支援体制づくりを推進する。

子育て支援サポーター、乳幼児学級、10秒の愛キャンペーン、家庭教育の啓発(広報ことうらに記事連載)

- ③ 少年期を始めとした各時期の人間性成長に資するような、地域における異世代間交流や各種学習会を開催する。

放課後子ども教室推進事業—古布庄地区公、赤碕地区公、以西小、安田小

- ④ 豊かな心を育む花づくり活動の推進とともに、生涯において継続活用できる知識で

もある花づくりについての部落・グループ単位への学習機会の提供を図る。

花づくりコンクール、花菖蒲講習会

- ⑤ 現代的課題に対応した学習機会提供及び、リカレント教育の推進を図る。

PC教室、サイエンスアカデミー、レディーズスクール

(3) 青少年の自主的地域活動の促進、地域における青少年の健全育成

- ① 青少年が自らの考えで企画・実践・反省を行う組織活動の育成・拡充と活動の推進を図る。

ジュニアリーダー養成講座、子ども会リーダー研修、子ども会育成者研修会

- ② 地域住民全体で青少年健全育成の機運を醸成していくため、青少年健全育成協議会への活動支援及び協議会と協働しての諸活動を行う。

青少年健全育成大会、休みのくらし配布(夏休み・冬休み)、高校生マナーアップさわやか運動

- ③ 少年育成員や防犯ボランティアとの連携・活動推進を行うことで少年を非行から守り、明るい家庭、住みよい地域づくり、地域に根付いた青少年健全育成の推進を行う。

少年育成員・地域安全パトロール隊・スクールガードリーダーの活動支援と組織の育成、不審者情報配信サービス

(4) 社会教育関係団体の育成と活動支援

- ① 社会教育関係団体への財政支援を社会教育委員会の承認の下継続して行う。また、各団体に対して情報提供等の活動支援を行い、地域住民による自主的社会教育活動を推進する。

活動助成: 青年団、連合婦人会、青少年健全育成協議会、PTA連絡協議会、文化協会

(5) ◆子ども読書推進計画の推進

- ① 子どもの読書活動を推進するために、「子どもの読書活動推進計画」の推進を行う。

◆公民館での読書推進事業、◆小中学校、保育園及び公民館、図書館への図書整備、◆子ども読書推進のための啓発

2. 「地域づくりと生涯学習推進を目指した地区公民館活動の充実」

(1) 地区公民館の職員体制

- ① 地域における实际生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的として継続して町内9箇所に公民館を設置し、専任の館長・主事を配属し、地域における社会教育活動を推進する。

公民館長1名×9館、公民館主事1名×9館

- ② 公民館館長・主事の資質向上のために各種研修会への参加推進を行う。

公民館職員企画能力向上研修、県公連主催公民館振興フォーラム(年1回)、社会教育主事講習

(2) 住民の生活課題、地域課題に即応した学習支援

- ① 住民の生活課題、地域課題を適正に反映した公民館運営を行うため、公民館運営協議会を継続設置する。

**公民館運営協議会委員(10名×9館)を委嘱、各種事業等協議・調整・研究。
(年間各10回程度開催)、公民館運営協議会委員合同研修会(6月予定)**

- ② 自治公民館単位での学習活動支援のため、各種学級・教室を連携開催する。

自治公民館と連携した各種学級・教室等の開催、講師等相談業務

- ③ 自治公民館、各種社会教育関係団体等と連携をとり、部落や地域の実情に応じた課題に対する学習支援・教育活動推進を図る。

教養部、体育部、女性部等と連携した各種学級・教室の開催、社会教育団体の集会所、発表

場所の提供

(3) 地域住民の連携意識醸成のための意識啓発

- ① 各種公民館事業を通じて地区住民の親睦・交流を進めつつ、地域における連携意識を醸成、社会福祉の増進と情操の純化につながる環境づくりに資する。

運動会、公民館祭、各種スポーツ大会等の開催

- ② 教室・大会の開催予定・結果等の情報を地域に発信し、地域活動の状況を伝えることで連携意識を育む。

音声告知放送、CATV、広報、公民館だより、ちらし、新聞

(4) 地域における生涯学習の促進

- ① 地域住民を指導者、助言者、支援者として活用した教室等を開催、指導等を通じての学習を推進することで、生涯にわたっての学習活動支援と住民による社会貢献活動の推進を図る。

放課後子ども教室、地域安全パトロール隊、各種講座講師派遣、各種大会への協力、◆男女共同参画講座

- ② 生涯の各時期における発達課題に応じた学習機会の提供を、地域に根ざした視点で学社連携の理念に基づき、各地区の学校等教育関係機関・団体及び老人クラブ等地域活動団体との連携の基に推進する。

乳幼児から高齢者までの各種学級・講座の開催

(5) 自発的地域活動の育成と援助

- ① 地域住民による自発的学習活動の拠点として公民館を提供し、学習活動を支援する。

・場所の提供、指導者などの助言・援助、発表機会の提供
・自発的活動の支援

- ② 公民館教室等の機会をきっかけとした地域住民によるグループ・サークルの自主的運営を継続支援する。

場所の提供、自主的活動としての立ち上げ支援、発表の機会の提供、講師派遣等による相談・助言

- ③ 文化団体の育成と活動内容の充実を図る。

場所の提供、講師派遣等による相談・助言

(6) 学校との連携

- ① 学校支援ボランティアの組織化を進めるなど、公民館と学校の連携を図り、公民館を地域の拠点としたまちづくりを目指す。

鳥取学力向上支援プロジェクト

3. 「自立した学習を支援する図書館活動の推進」

(1) 資料整備の推進

- ① 図書、記録その他必要な資料の収集、整理、保存を推進し、地域住民の利用に供することで、住民の教養、調査研究、レクリエーション等に資する。

(2) 資料提供のサービス向上

- ① 図書館ホームページの活用、図書館だよりの発行を通じて、所蔵資料紹介により資料利用の促進を図る。また、本館については金・土曜日は午後8時30分まで開館し、利用者の立場に立った図書館活動を推進する。

図書館ホームページ等の活用、図書館だよりの発行

- ② 町内一円を移動図書館により巡回し、遠距離在住住民の図書利用の向上を図る。

幼稚園・保育園・小学校：17ヶ所、部落・公民館等：38ヶ所

- ③ 現代的課題の一つであるビジネス支援について所蔵資料収集を強化し、町内産業発展に資する。

ビジネスコーナーの設置によるビジネス情報の提供

- ④ 司書の研修を深め、レファレンスサービス(利用者の問い合わせに対して調査して回答する)を充実する。

(3) 読書活動奨励

- ① 読書啓発活動を推進、所蔵資料利用推進による住民の教養涵養を図る。
② 読み聞かせ活動を推進、幼少期からの読書習慣の定着を図る。

・お話し会の開催(週1回)一本館、分館
・出前お話し会(随時)一町内保幼小

- ③ 読書活動団体と連携し、住民による図書館活動支援推進を図る。

読書活動ボランティア(朗読、読み聞かせ)団体との連携

(4) 学校図書館との連携

- ① 学校図書館と連携し、子どもの読書活動や学習活動への支援及び相互の所蔵資料活用推進を図る。

・移動図書館車による学校巡回訪問
・調べ学習のレファレンスや学習教材や資料等の情報提供

- ② 学校図書館担当者会開催等のネットワークを構築し、学校図書館運営支援を行う。

・学校図書館担当者会の開催
・蔵書管理の効率化の推進

4. 「豊かな情操を育む地域文化の振興と文化財の保護」

(1) 優れた芸術・文化に接する機会の拡充

- ① まなびタウンとうはく、カウベルホール等の優れた展示機能・映像上映機能を最大限に活用した展示や公演など芸術鑑賞の機会充実を図る。

・映像音楽祭
・カウベルホール音楽活性化支援事業

(2) 自主的な文化団体やグループの育成及び活動の促進と支援

- ① 文化、演芸等各種分野で自主活動を行っている団体による展示や公演などの学習成果発表の機会設定を継続し、団体活動育成を図る。

花菖蒲展、文化祭、芸能発表会、カウベルロックフェスティバル、まなびタウンとうはく展示事業

(3) ◆昔ながらの遊びに接する伝統文化伝承の促進

- ① 昔ながらの遊びである、紙ずもう大会を開催することにより、創作の喜びと伝統文化の伝承及び交流を深める。

◆第8回どすこい紙ずもう琴浦場所(8月7日)

(4) 文化財の保護と活用

- ① 町内にある国・県・町指定文化財の保護・活用や民俗芸能の伝承を行うとともに、文化財保存団体の活動支援を行いながら自主運営化を目指す。

河本家保存会(春・秋の公開、◆重要文化財指定記念フォーラム、一日公開)・三本杉盆踊り保存会・逢束踊り保存会・以西おどり保存会

- ② 町内にある特別史跡についてPRを図り、その重要性を啓発する。

特別史跡斎尾廃寺跡グラフィックス作成、グラフィック作成準備のための人員配置

- ③ 民俗資料館整理に伴い、所蔵民俗資料の整理及び収集・保存・展示活動を推進し、町内民俗文化財の保護、伝承を図る。

民俗資料館の保存・展示のための人員配置

- ④ 町内文化財について町報ことうら等で広報を行い、ふるさとの文化財に対する愛護思想の普及に努める。
- ⑤ 「琴浦町の文化財」冊子の住民への頒布を継続し、町内にある文化財についての町民の認識を高め、文化財保護の重要性を啓発する。
- ⑥ 各種開発事業に伴い、埋蔵文化財発掘調査を実施し、開発事業と文化財保護の調整を図る。
- ⑦ 県営畑地帯総合整備事業に伴い、工事予定地内にある八橋第10遺跡の全面発掘調査を実施し、記録保存を図る。

5. 「心身の健康増進を図るスポーツ・レクリエーションの振興」

(1)生涯の各時期に応じたスポーツ・レクリエーション活動の普及とグループの育成

- ① ニュースポーツの普及講習会を開催し、ニュースポーツの普及と新たなスポーツ・レクリエーション活動者の育成を図る。

スポーツ・レクリエーション祭 IN 琴浦、体カづくり教室、体カづくりスポレク祭

- ② 既に普及が一定レベルで推進された新規グループの活動活性化を目指し、活動援助を行う。

ラージボール卓球、スポンジテニス、ソフトバレー

(2)町民総スポーツ運動の推進

- ① 町民の健康増進を図るため、年間を通じて各種大会・教室の開催し、町民総スポーツ運動を推進する。

(3)地域におけるスポーツ・レクリエーション活動のための施設開放と整備

- ① 総合体育館、総合運動公園を始めとした社会体育施設の開放と整備充実を行い、地域における自主的スポーツ・レクリエーション活動を推進する。
- ② 学校体育館等、学校体育施設の開放を行い、学校教育施設の有効活用による地域における自主的スポーツ・レクリエーション活動を推進する。

(4)指導者の育成と指導体制の強化

- ① スポーツ指導者及び経験者を各種資格取得講習会及び研修会に派遣し、指導者養成を推進する。

スポーツ少年団認定員養成講習会、競技別審判員資格取得講習会

(5)各種体育団体の育成、援助

- ① 町体育協会に対して補助を継続し、体育協会構成各団体の活動強化及び育成を図る。

各種大会への選手派遣、新規選手募集

- ② 町体育協会に所属していない既存体育・レクリエーション活動グループの育成を図るため、指導者の派遣・各種大会開催等を行う。

各種大会・教室の開催、新規グループの募集、体育指導員派遣

(6)スポーツ活動における安全指導の徹底

- ① スポーツ活動者に対し、スポーツ安全保険等への加入の義務付けを行うとともに安全指導を徹底し、スポーツ活動のサポートを行う。

既存及び新規団体、各種グループへの保険加入の指導

6. 「男女共同参画社会の形成の推進」

(1)男女共同参画プランの推進

- ① 「琴浦町男女共同参画推進条例」及び「琴浦町男女共同参画プラン」及び「琴浦町男女共同参画プラン実施計画」に基づき、「琴浦町男女共同参画行政推進会議」の継続設置等の推進体制を整えつつ、男女共同参画各種施策を総合的かつ計画的に推進する。

- ② 次期プラン作成に向け、より効果的に各種施策が行える様、男女共同参画についての町民意識調査を行う。

町民意識調査の実施

(2) 男女共同参画リーダーの養成

- ① 地域での男女共同参画推進を担うリーダーを育成するため、リーダー候補者等の研修会派遣を行う。

男女共同参画リーダー候補者県主催研修会等派遣

(3) 男女共同参画啓発活動の推進

- ① 地域における男女共同参画等に係る諸問題についての啓発及び学習機会として、講演会や様々な技能を修得するための研修会を開催する。

男女共同参画フォーラム、公民館等での男女共同参画講座、リプロダクティブヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)講演会、◆DV講演会

- ② 男女共同参画推進会議等の団体への補助を継続し、男女共同参画等についての啓発活動推進及び活動支援を行う。

琴浦町男女共同参画推進会議、女性団体連絡協議会等の活動支援